

戸籍謄抄本の請求は 「使用目的」を明らかに

来る十二月一日から戸籍謄抄本の交付請求の方法が改正されます。いままでは、誰れもが他人の戸籍謄抄本の交付を簡単に受けることができましたが、今回の改正で、つぎのように制限されることになりました。

これは、戸籍を不当に利用して個人のプライバシーを侵害することのないようにすることにあります。

***他人の戸籍謄抄本を請求する場合**

請求の事由―何の目的に使用するのであるのか具体的に理由を示していただくこととなります。不当の目的(個人のプライバシー侵害の恐れがある場合)であるときは請求に応じられません。

***除かれた戸籍の謄抄本(除籍謄抄本)を請求する場合**

つぎの場合以外は請求に応じられません。

○本人またはその配偶者、直系尊属(父母、祖父母など)直系卑属(子、孫など)が請求する場合。

石油ストーブは自動消火装置付のものを!

降雪期を迎え、火気を使用する機会が多くなりましたが、つぎのことに注意ください。

一、移動式石油ストーブは、自動消火装置付のものを使用してください。

この装置のないものは昭和五十二年四月一日以後は使用できないこととなります。

二、火の元点検に心がけ、火の用心をお願いします。

○弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士が職務上請求する場合。

○裁判所その他の官公署に提出する必要がある場合。

○相続関係を証明する必要がある場合。

○市長が相当と認めた場合。

***戸籍の閲覧はできなくなりません。**

***本人と偽り、うその事由を示し戸籍の謄抄本の交付を受けたときは、過料に処せられることがありますのでご注意ください。**

冷害に伴う市民 税(農業所得)の減 免について

市では、本年度の異常気象に伴う農作物の被害を受けた方で、つぎの条件を満たす場合に限り、本年度の市民税所得割額のうち農業所得分について減額または免除いたしますので、該当者は十二月十日までに申請してください。

一、減免条件

(1) 農作物の減収による損失額が農作物の減収額から共済給付

合計所得金額	減免割合
120万円以下であるとき	10分の10
160万円	〃 8
220万円	〃 6
300万円	〃 4
300万円をこえるとき	〃 2

金を差引いた金額が平年収入額の十分の三以上であること。

(2) 前年中(昭和五十年)の合計所得金額(総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額・譲渡所得)が四百万円以下であること。

(3) 前年中の合計所得金額のうち農業所得以外の所得が百六十万円以下であること。

(4) 災害を被った日(九月二十日)以後に到来する納期に係る税額について減免するものである。

以上が減免条件となっておりますが、目安としては、収量が昨年の七十%以下でなければ該当いたしません。なお、減免割合は上記のとおりです。

二、申請手続

(1) 面積、収量及び共済給付金を把握できる資料、印鑑をご持参ください。

(2) 申請書用紙は、市役所税務課に用意してあります。

なお、ご不明の点は、市役所税務課市民税係(電話七三二二―一番、有放五二五二番)へおたずねください。

.....として保存してください.....

12月5日は衆議院議員総選挙投票日

12月12日は参議院新潟県選出議員補欠選挙投票日

みんなそろって投票しよう

衆議院の任期満了に伴い、衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査は十一月十五日公示され、十二月五日投票が行われます。また、参議院新潟県選出議員補欠選挙は十一月十九日告示され、十二月十二日投票が行われます。
このように、十二月は文字通り選挙の月となり、選挙運動も一段と熱つぼさを増していますが、国民が国政に参加する唯一の機会でもあります。義理人情や買収供応によることなく、みなさんが自分の一票に大きな責任をもち、明るくきれいな選挙をお願いいたします。



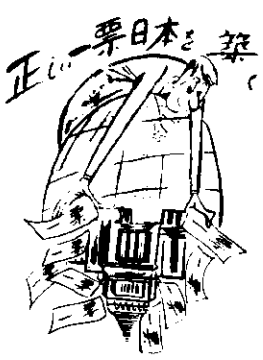
衆議院議員総選挙及び参議院新潟県選出議員補欠選挙の基準日・登録日は十一月十四日です。

選挙人名簿の登録は、基準日、登録日が定められております。今回の衆議院議員総選挙は、十一月十四日現在で選挙人名簿に登録された人に選挙権があります。

また、参議院議員補欠選挙は衆議院議員総選挙と同様、基準日、登録日が十一月十四日です。から、衆議院議員総選挙時に登録された人に選挙権があります。
なお、選挙人名簿の登録資格は、昭和五十一年八月十四日までに十日町市の住民基本台帳に登録され、引き続き十日町市内に居住している人で十二月五日までに満二十歳（昭和三十一年十二月六日以前に生れた者）になられた方に選挙権があります。

不在者投票の
できる期間

投票日の当日、旅行や病氣、



そのほかの用務等で投票所へ行けない人は、不在者投票ができます。

選挙の公示の日から投票日の前日までの毎日午前八時半から午後五時まで、市役所三階の選挙事務室で受けつけています。入場券と印章をご持参ください。「出稼ぎ者等の不在者投票」は、その出稼ぎ先の市区町村役場で投票することになりますので、投票用紙等の請求に日数がかかります。不在者投票の手続きは早めに済ませてください。
なお、不在者投票の請求は、公示前でもできます。

投票の時間

午前七時から午後六時までです。繰上げ投票する所もありますので、入場券に書いてある時間内に投票を済ませてください。

今月の市報とおかまちお知らせ版は11月25日発送しました。早期配布のご協力をお願いいたします。

衆議院議員総選挙

用紙は「白地に赤刷り」

衆議院議員総選挙の投票用紙と最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙を同時に渡します。衆議院議員の投票用紙は「白地に赤刷り」で投票用紙に投票しようと思う候補者の氏名をひとりだけ書いて投票してください。最高裁判所審査の投票用紙は白地に黒刷りで裁判官の氏名が印刷してありますので、やさしい裁判官だけ氏名の上に×印をして投票してください。

入場券をお忘れなく

入場券は、市政事務嘱託員さ

投票区の一部が変更されました

市選挙管理委員会では、つぎのとおり投票区を変更しました。また、第八投票区の投票する場所を中条公民館（従前は中条小学校）に変更しましたのでお間違いのないようお願いいたします。

新		旧	
投票区 第12	投票区 第11	投票区 第11	投票区 第11
克雪管理センター	飛渡第一小学校	飛渡第一小学校	飛渡第一小学校
新水、蕨、平、上田、原	嘉勝、轟、木、焼野、魚之田、川	嘉勝、轟、木、焼野、魚之田、川、新水、蕨、平、上田、原	嘉勝、轟、木、焼野、魚之田、川、新水、蕨、平、上田、原
投票区 第38	投票区 第37	投票区 第35	投票区 第35
東下組小学校二期分校	東下組小学校慶地	東下組小学校	東下組小学校
二子	慶地	平、澁野、願入、慶地、二子	平、澁野、願入、慶地、二子
投票区 第36	投票区 第36	投票区 第36	投票区 第36
東下組小学校	東下組小学校	東下組小学校	東下組小学校
平、澁野、願入	平、澁野、願入	平、澁野、願入	平、澁野、願入

んを通じ、十一月二十五日頃お届けします。

投票（不在者投票も含む）に行くときは、入場券をお持ちください。

紛失してみつからない方は、投票所で係員に申し出てください。

入場券の届かない方は、選挙事務室（市役所三階七―三二―一、一番、有放五二五―四番）へご連絡ください。

飲酒運転追放運動を繰りひろげる中条中町部落

市内中条中町部落では、不名誉な飲酒運転を部落ぐるみで追放しようと、中町交通安全特別委員会（山本貴一会長）を結成、同委員会を中心に飲酒運転追放運動を繰りひろげています。すでに二四四方の大幕「飲酒運転追放宣言旗」に全世界帯の署名、立看板「飲酒運転追放明るい中町部落」の設置、明るい中町部落をつくるため今後絶対飲酒運転しないことを誓う「飲酒運転追放中町部落宣言」などが行われました。

表彰 板場さんに厚生大臣



板場ヒデ (上市第二)

このほど板場ヒズ（土市第二）さんは、社会福祉功労者として、厚生大臣から表彰されました。板場さんは、養護老人ホーム「妻有荘」の寮母として二十一年間の長きにわたり、老人たちのお世話をしてきた功労が認められたものです。

あらゆる機会を利用して部落民に飲酒運転追放の自覚を促すと同時に今後も継続して飲酒運転追放運動を繰りひろげることになっています。

飲酒運転追放標語 入選作品

- 一杯の酒が一家の命取り
- 和田 安治（三組）
- 酒はだめ、貴方車で来たお客
- 滝沢 セキ（五組）
- ハンドルは飲んで握れば悪魔の手
- 星名敬三郎（六組）
- 車のハンドル心のブレーキ
- 呑めば狂わず飲酒運転
- 星名 久江（七組）

飲酒運転してはいけないお父さん、させてはいけないお母さん

丸山 俊久（二組）

飲む前に車のキーを主婦の手に

滝沢光夫（五組）

十日町ロータリークラブが寄贈

十日町ロータリークラブ（香井会長）は、同クラブ五周年記念事業の一環として、このほどつぎの物品を市老人福祉施設に寄贈されました。

ポット五個、急須十個、湯呑茶碗百個。

保育所入所児童

申し込みは十二月二十日まで

昭和五十二年四月保育所入所児童をつぎのとおり受付けますので希望者は市社会福祉事務所へ十二月十日〜十二月二十日までにお申し込みください。入所申請用紙は、各保育所、市社会福祉事務所にあります。各保育所の募集人員等は市報とおかまち十一月号(十一月十日発行)をご覧ください。なお、募集人員は若干変更することがあります。
〔注意〕母親が内職をしている場合は、事業主の証明書が必要。祖父母または父母が病気等の場合は、医師の診断書を添付し

停電のお知らせ

てください。

▽十二月二日午前九時半〜午後零時半吉田山谷の一部▽十二月三日稲荷町三の一部▽十二月七日川治の一部、田中、山谷、麻畑、田麦、六箇野中、二ツ屋、船坂、池沢、源田、野中、当間、歟柄沢、塩之又、辰ヶ平▽十二月八日珠川▽十二月十日山本の一部、山本二、山本三の一部、山本四の一部、関根、浅之平、笹之沢、池之平、孕石、落之水、樫木、長里。以上いずれも午前九時〜午後一時まで▽十二月十四日午前九時〜正午高田町三西の一部、島の一部、千代田町の一部、稲荷町四の一部。

12月分休日救急医

- 5日 十日町病院富田町南 ☎7の5566番
- 12日 池田医院本町西 ☎2の2581番
- 19日 山口医院後町中 ☎2の2174番
- 26日 富田医院神明町 ☎2の3269番

市役所二階事務室

課の位置が一部変更

このほど、市役所二階事務室の課の位置が一部変更されましたのでお間違いのないようお願いいたします。

市役所環境課(正面玄関入口の右側)の位置が、同階東側の社会福祉事務所と保健課の間になりました。

12月分保健事業のお知らせ

51年度ジフテリア、破傷風二種混合予防接種実施日程(二期三回目)

実施地区	月	日	受付時間	実施会場
川治・六箇地区	十二月	二日(木)	午後一時半	市役所会議室
吉田全区	十二月	三日(金)	午後二時	吉田出張所
中条全区	十二月	八日(水)	午後一時半	中条公民館
新座・大井田	十二月	九日(木)	午後二時	青少年ホーム
十日町全区	十二月	十日(金)	午後二時	市役所会議室
下条全区	十二月	十四日(火)	午後二時	下条出張所
水沢全区	十二月	十六日(木)	午後二時	水沢出張所

接種を受けられる人

昭和四十八年十一月一日より昭和四十九年九月三十日までになされた人で、本年一回ないし二回接種の済んだ人(満四歳以下で昭和四十九年に一期二回または三回接種した人は二期のみ対象になります)。

接種時の注意

体温を計つてきてください。母子手帳を忘れずに持参してください。

当日、お子さんの健康状態に注意し、正確に問診票を会場へ記入してください。

その他

日付、会場等お間違いのないようおいでください。

献血車日程

とき 12月1日(水)午前10時〜午後3時

ところ 十日町市民会館

くわしくは市役所保健課へおたずねください。

明日といわず今献血しましょう

12月分保健事業のお知らせ

事業名	月日	受付時間	会場	対象者	参集区域	備考
4カ月児検診並びに育児学級	12月14日(火)	午後1時〜1時半	十日町公民館	51年8月生まれのもの	全域	身体測定 内科検診 育児学級
育児相談	12月15日(水)	午後1時半〜2時半	十日町公民館	51年6月1日〜51年8月31日までに生まれたもの	十日町、川治、六箇、大井田、新座地区	身体測定 保育について の相談
3歳児検診	12月17日(金)	午後1時〜2時半		48年6月生まれのもの	全域	3歳6カ月児を対象。個人通知がなくとも該当月の方はおいでください。